

## 第2回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和8年6月8日(月) 午前10時00分～午後0時00分

2 開催場所 京丹後市役所1号館(2階) 121～123会議室

3 出席者氏名

(1) 京丹後市行財政改革推進委員会委員(9人)

会長 谷口雅昭

副会長 藤井美枝子

委員 石田辰也、委員 岩井慶子、委員 奥田幸子、委員 巽佳代子、

委員 坪倉克哉、委員 松本由美子、委員 安井美佐子

(2) 事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 平勝行、同課課長補佐 清水和則、

同課係長 岡下慎太郎、同課主任 小國朋子

(3) 所管課

財産活用課長 蛭子ひとみ、同課主任 矢野昌平

4 議題

(1) 開会

(2) 議事

①公共施設等総合管理計画の見直しについて

②使用料の見直しについて

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 1人

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 ただいま定刻となりましたので、第2回京丹後市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。私、総務部長をしております中西でございます。本日はどうぞよろしくお願ひ致します。皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お時間を割いていただき、この会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の委員会でございますけれども、川口委員、小林委員の2人の委員につきましては、所用によりご欠席と伺っており、事前にご連絡をいただいております。本日はこのメンバーで議題の方をご審議いただければと考えております。

それでは開会に当たりまして、会長の方から一言ご挨拶をお願い致します。

会長 おはようございます。第2回目の行財政改革推進委員会が本日より始まります。本日のテーマとしましては、公共施設の見直しに関わる問題から使用料に関

わる問題等々を含めて、皆さんのご意見を伺うというのが本日の議題でございます。そういう意味では、日頃から色々な形で施設の問題について、皆さんそれぞれ思いがあると思います。どうかそういう思いを本日は全部出していただいて、良い方向に進めばと思っておりますので、よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。以降、着座にて失礼致します。

それでは、令和8年度になりまして4月に人事異動があり、行財政改革推進委員会の事務局職員が変更となっておりますので、ご紹介させていただきます。

(変更となった事務局員が自己紹介)

それでは、以降の進行につきましては会長の方にお任せしたいと思います。本日の会議録署名委員の方を、まず会長からご指名いただきまして、それから議事の方に入っていただければと思います。よろしくお願い致します。

● 会議録署名委員の指名

会長 改めまして、ご参加の皆さんに感謝申し上げます。

まず会議録の署名委員をお願いしたいと思います。名簿の順番にお願いしたいと思いますので、本日は岩井慶子委員をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、早速次第に従いまして進めさせていただきます。まず議事(1)公共施設等総合管理計画の見直しについて、事務局の方から説明をお願い致します。

● 議事

事務局 公共施設等総合管理計画の見直しの部分につきましては、担当課になります財産活用課の方から説明をさせていただきます。

関係課

(資料1-1、資料1-2、資料1-3、参考に基づき、「公共施設等総合管理計画の見直しについて」説明)

会長 説明がありました。この件に対してご質問がありましたら、受けたいと思います。

委員 久美浜町の色々なセンターがありますが、ここで一応指定管理という形で見直しをされるということですが、その理由としては多数の団体が使用されているということであるが、色々な機能が小さい集落的なものに偏っているのではないかと思います。逆に言えば、そういうものは集落へ譲渡していく考え方はなかったのかどうか質問します。

関係課 久美浜町の集会施設につきましては、合併以後もずっと議論を重ねている施設でありまして、今回、利用頻度を所管課で調べまして、施設によっては若干の差があると見ています。市としては、センターすべてを継続にするか、それとも利用頻度の高いところだけを残すか、色々な議論はしつつも、地域の方とも何度も話をしてきました。

その中で色々な話もありつつ、地元等の方としてはやはり継続というご意見が強いところで、市としてはできるだけ経費削減を目指していきたいところですが、今回の見直しでは継続・維持ということで、一定の答えを見いだしたところです。色々な議論はさせていただきました。

委員 指定管理という部分を、合併した段階で多数作ってきたわけですが、その指定管理をすることにおいて一定の交付金のように管理費用が出ていることになります。そういう部分から見ると、果たして京丹後市の財政として、今後こういうものを増やしていく方向を持ってよいのか心配しております。もともと指定管理というのは、民間のノウハウを活用して施設を活性化していくことが大きな目的ではなかったのかと思います。久美浜町の色々な集会所を見ますと、区の事務所になっているところはいくつか見受けられますので、果たしてそれが指定管理として正しいのかという疑問もあります。指定管理制度を根底から考えていく必要があるのではないかと考えておりますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

関係課 委員のおっしゃることは最もだと思います。確かに、民間のノウハウを活用するということと、この集会施設というのは少し特殊な部分があるところや、事務所として使っているところもありつつ、他の町の施設はちゃんと地区が自分で施設を持っている、と色々な御意見があるのも承知しています。課題はあることはもちろん認識しつつも、今回、大宮町五十河地区などの指定管理施設については、地区の方との協議が整って、行政からは手を離して貸付という方向性を見いだしたということは、少し1歩進んだところだと思っています。久美浜の方につきましても、今はこの方向性ですが、継続的に議論を続ける必要があるのではないかと考えています。

委員 詳しいことはよく分からないが、久美浜町も地域が広く、色々なセンターが各地域に1つずつあって、そこで色々使用されていると思いますが、公民館もあるのではないかと思います。だから、その公民館がそういう施設の代わりにはならないでしょうか。大宮町善王寺区でも新しく公民館を建て替えて、色々な行事もそこで済ませられます。そういう意味で、久美浜町には施設がいっぱいありますが、それが各公民館で利用できないか、置き換えられないか、どうしてもここを使わないといけないかについてお尋ねしたい。費用対効果もいかなものかという気がします。選挙などの場合でも、そういうセンターに行かなくても公民館で済ませているような状態です。

関係課 すべてを把握しているわけではないですが、議論の中で伺ったのは、やはり各地区の公民館もあると聞いています。どちらかというと、ここに挙げている施設は、いわゆる新しいコミュニティ、広域な地区の連合体となった大きな地区の拠点として使っていると聞いています。ですから、今のご意見も最もだと思いますし、他の町の方からしたらそういう思いが強いのではないかと思います。久美浜町の地域の方との話し合いでは、やはり地区の建物では大きな会

議などをするときに入らないといったような話を伺っています。

少しご質問もいただいておりますので、全般的に先ほどの指定管理について補足させていただきます。指定管理の考え方というのは、平成15年に地方自治法が改正され制度化されたものですが、2つの意味があると考えております。1つは、先ほど会長が言われました公共施設を民間のノウハウを活用して利便性高く有効活用していただきたいということ。それからもう1つは、利用申込みを市役所でして許可を得てから施設に行くという部分が、地域の方にとってはその場所で申込みや許可ができることが利用される方の利便性が高まるということもあって、そういったことで利用されている面もあります。

それから公共施設の見直しですが、冒頭少し説明の中に組み入れておりませんでした。この総合管理計画は令和7年3月に最初作らせていただいて、それは令和16年度までの計画という形で位置付けたものを1年後に見直しをすることになったものです。これについては京丹後市にたくさんの施設がありまして、色々な方向性を今までからこの計画に書いておりましたが、なかなか実行に移せないというような中で、一旦立ち止まって、もっと考え方を地域と一緒にになって見直そうではないかということで令和7年度に取り組んだところで

そうした中で、利用者や地域の方々に施設についての意見も伺いながら方向性を決めていこうということになりましたので、今回変更している部分についてはすべての施設ではなく、一部の施設についてのみの変更になったものです。そうした中で、久美浜町のセンターへのご意見もあります。この部分については先ほど委員からもありましたように、こういった施設がない町域もございます。久美浜町も合併の前からこういった施設があって、それまでの歴史や経過もあるので、一概にすべて合わせるかということ、すぐに調整がしきれない中で、先ほどの指定管理のお金の問題意識というのは持ちながら、取り組んでいるようなことも聞いています。そういった中でこの見直しについては、目標年度、貸付、存続・廃止ということをまずやめたということ、書きぶりを変えたということもあります。

これについては冒頭説明のあった通りですが、もう1つの意味としましては、残す・残さないというものだけではなくて、公共施設の利用というのは、所有権が行政であれ民間であれ、例えば温泉を例に申しますと、市が持っている温泉であれ民間が持っている温泉であれ、温泉に入れるというような機能、サービスが維持できれば、市民の方はそのサービス提供が受けられるのではないかというようなことから、今回は存続・廃止という2つの大きな括りを取り払って、譲渡の中でも機能維持というような形で、市は所有権を放棄するけれども民間でやってほしいというようなこと、貸付も同じく、そういう方向感を持ちながら行政サービス、市民サービスを維持しながら公共施設の見直しを図っていければというような見直しをさせていただいたということです。これ

については、今回すべての見直しということで決着しているものではなく、先ほど申しあげました通り、施設の利用というのは変わってきますし、地域のご意見も引き続き聞きながら方向性というのは変えなければいけないということも今後出てこようかと思えます。

そうした中で今回指定管理としているものについては現在手続きを市役所内で進めているところですが、一旦指定管理を出しながら、その指定管理には5年間といった期間がありますが、その間に地域の方であったり、施設の老朽化であったり、色々なことを加味しながら対応していくというようなことも同時にやっていくという見直しでございます。繰り返しになりますけど、400ある施設のすべてを見直したということではございませんが、資料の1-1のところ個別の施設すべてあるわけですが、これまでは「存続・廃止」の大きい区分の中で書いていたのが、それを取っ払いましたので、すべての施設について存続・廃止ではなくて、対応方針のところ「継続・維持」「譲渡」「貸付」「除却」というような部分で特記の方も整理をし直したということでございます。そうした中で、行革委員の皆様には、これは今年度の計画として見直しをしたということですが、今後の見直しをする考え方であったり、今回の見直しでの課題であったり、もっとこうした方がよかったのにとご意見があれば、頂戴できればということで今回もご提案をさせていただいております。

委員 質問で申し訳ないのですが、久美浜町浦明には健康センターがあります。浦明公民館と保育園もあり、その上にもう1つ大きな建物とテニスコートみたいなのがあったが、公民館も古くなっています。建て替えるとなると市からの補助金としてお金が要るのではないかと思います。

だから、新しく公民館を建て替えるのではなく、こういう施設を公民館としても使えるように利用するわけにはいけないでしょうか。もし他の地域でも公民館を建て替えるのであれば、それを使ってもらったらみんな負担が少なくて済むのではないかと思います。

会長 いろんな地域の人たちが使うということと、それから地元の人の一部の人ばかりが使うというものがあるから、一定程度そこは見なおしたらどうですかという意見ですが、今回見直しをされて、改めて今年度も指定管理ということになっています。

委員 C評価で除却というのが出ていますが、利用できる施設であれば、やはり民間に譲渡するとか、色々な考え方ができるのではないかと思います。どうでしょうか。

関係課 例えばですが、除却という方針を置いている施設であっても、目標年度としてはもう少し先を置いているものもあります。その中で最終的には除却というのを今置いているという状況です。施設の状態がC評価ということにつきましても、計画を作った時点から時間も経っていますので、また最新の状態を確認する必要がありますが、活用の可能性があるのであれば、その時点でまたそう

という検討もさせていただければと思っています。

委員 スクラップ・アンド・ビルドではなくて、やはりそこをいかに生かしていくか、それが地域の皆さんのためにも利便性もあると思いますので、そういうことも考えていただけたらと思っています。

委員 指定管理の施設の中に、施設の状況としてC評価というのがあります。「全体的に劣化が進行している、または現時点で重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な修繕もしくは更新が必要となる」というものでも指定管理の施設がありますが、修繕や更新には、大体金額が大きくなると思いますが、改修することがあり得るかどうか、考え方について聞かせてください。

関係課 今回、改定後の計画では、大規模修繕をする場合は「改修」として置こうとしています。「改修」と置いていない部分につきましては、基本的には小修繕のようなものを想定しております。そのため、施設にもよりますので具体的な金額を申し上げにくいところではありますが、建物の根幹の部分に関わるような改修が必要なものは「改修」というふうに置きますので、「改修」でないものは修繕を想定しているという状況です。

委員 C評価であっても、特に必要性というものは感じられないということですか。

関係課 大改修ほどの工事は必要ないだろうというのが今の捉え方です。

会長 ほかにありませんか。なければここで10分ほど休憩したいと思います。

会長 休憩を解いて、議事に戻ります。公共施設の件について、ほかに御意見がありましたらお願いします。

委員 丹後町の伝習館は、利用頻度は低いと思います。そうであれば、活用してもらうためにはどうしたらよいのかと思いますが、以前であればそば打ちや会議で利用していましたが、ほとんど今は使っていないと思います。「存続」であっても誰も使わないし、施設に行くと古くなったなという感じがすごくあり、その辺の利用頻度やどれぐらい使っているかなど、存続するならどのようにして活用してもらえとか、そういうことがすごく大事だというふうに思います。存続するには経費も要と思う。しかし、施設をなくそうとしたら余計にお金がかかるので、その兼ね合いもあると思います。

また、間人診療所の横の丹後保健センターもほとんど使われていない状況です。この保健センターが存続かどうかはわからないのですが、この建物をずっと残していても誰も使わないという思いを強く持っています。その辺の利用頻度なども調べながら、存続や今後のあり方について考えていただきたいです。

それから、はしうど荘も毎日のようにみんなが「これどうなるの、なくなるの」と聞いてきます。でも、静の里も今は使っていない。同じようになったらどうするというような話もしている。令和8年度に考えると言われたが、この後はどうなるのか。民間に譲渡するとしても、なかなか手を挙げるところがな

く、あしぎぬ温泉みたいな形になっていくと思う。その点がすごく気になっています。

関係課

丹後町の伝習館とはしうど荘ですけれども、資料1-3の3ページ目の17番に伝習館、18番にはしうど荘ということで記載をしています。資料に改定前と改定後の方針を記載しています。

伝習館につきましては、今回の見直しで施設を譲渡するという方向性でありまして、継続維持ではなく譲渡という方向性にあります。はしうど荘につきましても、譲渡という方向性を置いております。こちらは機能維持したまま譲渡を目指す、温泉機能を残したまま譲渡を目指すということにしております。また、伝習館につきましては、機能廃止ということで、体験施設としての機能は継続を求めないけれども、はしうど荘との一体利用などを目指して、公募等により譲渡先を選定していくことを検討するとしております。方向性としてはこのようにしておりますが、相手先が本当に見つかるのかどうかというところは、所管課でも探っているところでして、サウンディングにより利用方法のアイデアはないかと募集をしています。相手が見つかるかどうかは、やってみないと分からないというところです。

それから、丹後保健センターの件もありましたが、現在、保健センターとしての機能は有しておらず、普通財産という施設になっており、民間での活用を募集しているところです。昨年度から公募をかけていて、まだ相手は見つかっていませんが、このような現状です。

委員

我々は1人の市民ですので、その辺の妙案は言えませんが、冗談で「あんたやりな」とか「あそこの会社ならやってくれるかな」とか話題になります。しかし、はしうど荘も結構古くなってきているので、修理が必要な箇所が目に見えています。そういう中で本当に見つかるのか、よっぽどルートがないと、今の世の中ではなかなか手を挙げるところはないと思います。

委員

グランピング施設を整備して、クラウドファンディングで資金を募って地域を活性化させたという事例が新聞に出ていました。北海道のような場所でもできるのであれば、京丹後市にも海があり、山もある。なぜ久美浜町でそれができないのか、不思議に思っています。アンテナショップやクラウドファンディングを活用して、「ここはすごくいいところだ」と、外国人の方も含めてもっと広くアピールしていけばいいのではないのでしょうか。なぜこう停滞するのかを疑問に思っています。せっかくふるさと納税もあるわけですし、京丹後市のいいところをテレビコマーシャルなどで広く知れ渡らせて、寄付で集めたお金で遊歩道を整備したり、夏だけでなく冬のスキーなども含めて広めて、地域を活性化してもらいたいです。ホテルがないのであれば、学校のような施設を改修して、部屋ごとに各コーナーとして活用するなど、色々な使い方ができるはずです。新聞を読んでいてもそういった事例は出ていますから、もう少し何かかならないものかという気がします。

委員 間人なんかもファンが多いです。でも、我々もそのファンを増やす努力をしないといけないと思います。もっと外向けにPRをして、ファンを増やしていくことが必要だと思います。行政に願するばかりではなく、地域も努力する必要があると思います。

委員 いずれにしても、公共施設がたくさんありますので、これをどう見直していくのかというところですが、たくさんの施設があっても所管の方は大変だと思います。例えば、指定管理を外して「地元へ譲渡しますよ」という方針を出しても、なかなか地元で受け取ってもらえません。地元で受け取ってもらえない施設についてはそのまま置いておき、そこを除却することになってもお金がかかります。指定管理を続けてもらえればもらえるほど、お金も一方でかかりますが、施設は残るといことが実態としてあり、公共施設の見直しをするというのはなかなか難しいと思います。

ある面では行政としては、思い切った方針として、いつまでも当初の目的から外れるような施設、指定管理については、切っていくというような厳しい方針がなければならぬし、逆に、市民としては施設をどうやって盛り上げていくのかというところが問われています。地域の人たちが本当に施設を残していくのかというところが今問われているという気はします。地元の方で「残して自分たちのものだ」として活用していくという方針がきちとなければ、公共施設の意味合いがなくなるのではないかと思います。所管課については、たくさんの施設をどう見直していくかということはあるにしても、少し厳しい目で見てもらうということが必要かというふうに思っています。それによって、地域にもっと訴えていくということが求められるというふうに思っていますので、所管課も厳しいけれども頑張ってもらわざるをえないと思っています。

久美浜町のことばかり言うようですが、久美浜町のセンターでも、自治会の事務所になっているような施設もあったり、また、ほとんど集まるのは関係者だけで、一般の人はほとんど使わないという施設もあったりするので、いろんな地域の需要もあろうかと思えますけれども、やっぱり指定管理である以上、行政とのつなぎということがあみたいですので、そこを広く活用できるように、行政が指導してもらえればというふうに思っています。

委員 淡路島の西海岸がすごく開発されている。大きな企業が地域創生ということで、今度見学をさせてもらおうと思っていますが、元小学校跡がレストランになっています。西海岸は本当にすごく開発された。東海岸ばかりが開けていたのが、西海岸の方が魅力があるような状態になっています。この丹後でも似たような海岸があるので、そういう大きな力も借りながらやっていけたらいいのではないかといつも思っています。それから、残念なことに、京丹后市ではすごく高齢化が進んでいますので、残念でも思い切って廃止しなければならないことも今後起こってくると思っています。酷な話ですけども、それも必要だと思っています。

関係課      ご意見ありがとうございます。施設については見直しもしなければいけないというご意見と、あるものは活用すべきだというご意見、両方だろうと思っております。我々も同じでして、公共施設につきましては、利用されている方、利用されていない方によって、その施設についての見方は全然違います。残してほしい方、どうでもいいと思われる方、両方おられる中で、税金を使ってどうするかということが最終的には課題になってくるわけですが、ただ一方で、合併前に作られた施設がほとんどで、それぞれ地域の皆さんの思いも込められた施設でもありますことから、一方的に行政の方がこうするああするということも言いにくい現状があります。ただ、急がないといけないというところもありながら、急ぎすぎるとまた色々な反発もあるという中で非常に難しいですが、向かうべきところは皆さんのおっしゃる通り、施設は何とかしないといけないし、民間の方に活用いただいて、サービスの方は継続できればなおありがたいということです。そういった中で、今日いただきました問題意識を参考にしながら、今後、所管部局とも意見交換しながら引き続き進めていければと思っております。

会 長      それでは、公共施設の見直しの変更の部分につきましては、ここで一区切りとしたいと思えます。続きまして、使用料の見直しについてということでもありますけれども、ここで10分ほど休憩したいと思います。

会 長      会議を再開したいと思います。議事(2)使用料の見直しについて、事務局の方から説明をお願いします。

事務局      (資料2に基づき、「使用料の見直しについて」説明)

会 長      説明がありましたので、率直にご意見をいただければ結構です。

委 員      私は文化協会に所属しております。文化協会の所属団体はほとんどのところが減免制度を利用していると思えます。高齢者でもあり、非常に助かっておりますし、普通に施設を使うと本来の使用料を取られてしまうので、練習をやめておこうということにもなります。私は、はしうどの方の団体に所属しております、ほぼ週1回利用しています。ただ、光熱費については支払いをさせていただいています。使用料のみ減免をしていただいで、非常にありがたいなと思えますので、継続していただきたいのが本音です。

一方で、市としてはどれぐらいまでだったら受益者負担がよいのか、その辺は考えておられるのかということも思いました。上げるにしても、その辺と兼ね合わせながらになるかと思えます。

会 長      今、市の方で考えておられるのが、参考値として10%、30%、40%、50%という試算を実施されるということがあります。市としては、今回の見直しをした場合に、何%の増で施設の使用料を考えていこうとしているのかお伺いします。

事務局      今回の資料でお示ししているのは、見直しの検討の目安として、維持管理コストの上昇率6.8%、物価指数の伸び7.8%など、参考となる数字をいく

つかお示ししながら、例えば10%、20%、30%だとか、そういったところでシミュレーションをさせていただいております。ただ、今現在において、どの率を使ってどう考えていくという考えはまだ持っていないところです。今はまだフラットな状態で考えていまして、皆さんのご意見も聞かせてもらいながらというところです。また、利用者の活動維持というところを考えながら、最終的には現状維持という結論も考え得るというところです。

委員 基本的な考え方があると私は思っています。施設というのは、各自治体の税金で建てていく。それは目的があって、市民が使いやすいような施設について税金で建てていくということです。それを使用する団体については、やはり受益者負担があっても当然で、これが使用料だと私は考えています。ただ、その使用料を全額すべての人に当てはめることについては難しいので、小中学生の利用や、障害者の方たちが使う場合の減免はあってもいいと思います。

ただ、私は65歳以上が半数以上いるとか、3分の2いるとかという部分での減免は必要ないと思っています。だから、あくまですべての人について使用料はいただく。しかし、その中で市としてしなければならない減免は明確にする。例えば、市の代表として府民総体に行く場合の練習の減免はあってもいいと思いますが、疑問としては65歳という年齢を理由にすることはどうかという疑問を持っています。

事務局 前回の見直しのときに、減免制度を統一的に始めており、その中ではコロナ禍というところもあって、活発に活動してもらうために減免制度を始めております。そういった中で、中学生以下や障害者の方については減免をしていくところ、高齢者も65歳以上というところで一定線を引いてやっていく、そして活発に活動する方ということで減免団体登録制度として登録した団体にも、たくさん利用してもらいながら減免もするという考えで制度を始めています。今後どうしていくのかについては、使用料の見直しを検討する中でということになると思います。スポーツ協会などに関わっている方は、減免措置が適用されていると思います。現状の考え方としては、スポーツ協会等に所属されていない方であっても、サークル活動などで多くの方がスポーツ活動に取り組みられています。そうした方々にも登録をしていただき、活発に動いて健康を維持してもらいたいという考え方で制度が成り立っていますので、今後どうしていくかという点については、見直しの中で検討していくということになると思います。

委員 私は今、減免後の収入見込みを見て、改めてすごく減免されていると見えました。やはり減免も必要なことだと思うのですが、これだけ減免していたら市も大変だと思いました。

ただ、週に1回使う方と年に数回の方とでは違うと思いますが、使用料を上げるとしたら、使いやすい金額ぐらいで抑えてもらえれば、増額は仕方ないと思っています。また、減免される団体も多少なりとも見直しされるのも必要で

はと思いながら見ていました。

委員 ホールを使っている場合は、冷暖房費が2時間で1000円ほどかかっています。部屋だったら200円ぐらい。どうしてもホールを使わないといけない場合もあって、それに使用料も支払うとなると、施設を使えないなと思います。文化協会の団体にとっては、結構この値上げ幅はつらいと思います。ただ、情勢を見ながら仕方がないという面もありますし、突拍子もないような上げ幅にならないことを願っています。

委員 使用料を上げるということは、もう当然だと正直思います。その率は今後検討していただくことになると思いますが、それと別に減免の対象をどうするかということも、今回の中で検討事項でしょうか。やはり、減免についても見直しは当然必要だと思います。活動が少ない多いという差もあるでしょうし、具体的にどうということはないが、やはり常々見直すというのは必要だと思います。

委員 見直しの視点が3つある中で、結局この3つも全部相反する部分があって、こっちを立てたらこっちが立たないという話だと思います。一番のポイントは、公平性をいかに担保していくかという話になると思いますので、基本的には受益者負担というのが一番分かりやすいと個人的には思います。

社会情勢のところには色々根拠を求めても、結局どの数字が一番しっくりくるのかという話になりますし、逆に下がったとき下げるのかという話にも当然ありますので、あんまり社会情勢にこだわらない方がよいと思います。その上で、市として受益者負担がどの辺、例えば今の14%ぐらいが何%ぐらいだったら一番頃合いがよいのかにこだわっていくしかないと思います。

委員 私も皆様おっしゃっている通りだという考えています。受益者負担も上げないといけないところは上げないといけないという本当に難しい話だと思います。

委員 テニスコートを使ったことがあるのですが、使用料があんまり安くてびっくりしたことがありました。あまりにも安過ぎる気がしました。

委員 私も安いと思います。申し訳ないですけど、何十年も利用してまして、地元の公民館を使っても1000円ぐらいは必要で、さらに光熱費が必要だったように思います。そうすると地域公民館に行ったら、すごく安い。減免してもらえるのだったら、そういう趣味の世界はお金がかかって当然だという認識も1つ持ちながら始めた方がよいと思っています。

私は京都市内の施設を使うことがあります。それでも同じような部屋を借りたら割引があっても3万円ぐらい必要です。その費用は当然、会合の必要経費として考えています。田舎で当てはまるかどうかということも気になりますが、当然施設を改修をしないといけない中で、使用料をみんなが負担する必要がある。私は高齢者で税金をそんなに払ってないのに減免してもらって、大事にしてもらうのは嬉しいのですが、そういうところも考えながら自分の人生を

生きていきたいものだと思っています。

事務局 皆さんの貴重なご意見ありがとうございました。こういったご意見も考慮しながら、これからどういった方向で使用料を考えていくのか、また減免制度をどうしていくのかということは、庁内で検討していきたいと思っております。

会長 今日のこの使用料の見直しについてですが、委員会全体としては、やはり使用料の負担、受益者負担の考え方はきちっと守ってもらいたい、利用者が負担すべきものはやはりきちんと負担してもらおう。しかし、その中で、市としてしなければならない減免は明確にするということは必要だと思います。

ただ、色々な施設を使う場合によく聞くのが、体育館でも冷暖房を入れてほしいとか、テニスコートはすぐに傷むので直してほしいとか、ここの集会所についてはもう少し椅子だとかを改善してほしいとか、色々な要望が出てきます。それを含めて、使用料を当然払っていくということになるかと思いますが、皆さんのご意見としては、大卒、値上げは仕方ないというような状況であります。ただ、どれほど値上げをしていくかというのは今後の課題であります。私らもきちっと見直しについては、福祉的なものではなく、人気取りの減免だけはやめてほしい。やはりきちっと使用される場合は、高齢者であれ、若い者であれ、等しくきちんと負担してもらおうのが必要ではないかと思っています。

他にご意見がないようでしたら、ここで本日の委員会は終了させてもらうということでよろしいでしょうか。それでは、事務局の方へお返しします。

#### ● 事務連絡

事務局 皆さんありがとうございました。お昼も過ぎてしまいまして申し訳ありません。それでは、また次回のことですが、次回はまた7月に予定をしたいと思っておりますので、また調整の方をさせていただきたいと思っております。そのときにまた、使用料の見直しの検討の方を引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。それでは閉会に当たりまして、副会長様、よろしく願います。

副会長 皆様お疲れ様でございました。本日は、2つの議事について、事務局より丁寧に説明いただきました。委員の皆様には長時間にわたり、それぞれの立場から貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。現在社会を見渡しますと、大変厳しい状況が続いております。京丹後市を取り巻く環境も、人口減少や少子高齢化、物価の高騰など、大変厳しいと聞いております。使用料の見直しは、地域活動や福祉活動を支える団体への影響にも十分配慮しながら、減免制度の適切な運用について、次回もまた皆様方から貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は皆さんお疲れ様でございました。ありがとうございました。

事務局 以上でございます。また7月によりしく願います